

# 野辺地町原子力災害住民避難計画

(平成26年3月28日策定)

(平成31年3月11日修正)

野辺地町防災会議

# 目 次

第1 基本事項	1
1. 計画の目的	1
2. 避難計画策定に当っての基本事項	1
3. 計画の運用上の確認	1
4. 避難等に関する指標	2
第2 計画の対象範囲	3
1. 原子力災害住民避難計画の対象とする範囲	3
第3 避難等に関する情報伝達	4
1. 伝達先	4
2. 伝達経路及び手段	4
3. 就労者及び観光客等への情報伝達	5
4. 伝達内容	5
5. 避難時の留意事項（住民への伝達事項）	7
6. 園児・児童・生徒に対する留意事項	7
第4 対応要員等の配置	8
第5 安定ヨウ素剤の配布・服用	9
1. 平常時の準備	9
2. 緊急配布方法	9
3. 服用方法	11
4. 副作用について	11
5. 相談体制	12
第6 避難誘導及び住民の輸送	15
1. 一時集合場所、避難先等	15
2. 指定避難所の設置	15
3. 避難用車両	15
4. 避難経路	15
5. 避難者の確認及び残留者への対応	15
6. 避難退域時検査及び簡易除染	15
7. 避難を円滑に行うための対応	18
8. 災害対策要員の避難時における留意事項	18

第 7 災害時要配慮者に対する避難支援等	23
1. 災害時要配慮者の状況	23
2. 災害時要配慮者の避難等について	23
第 8 避難所における医療体制	24
1. 原子力災害医療	24
2. 避難者の健康管理	24
第 9 仮設住宅の建設	25
第 10 町の活動体制	26
1. 構成	26
2. 災害対策本部の事務分掌	27
第 11 関係機関の連絡先	28
用語説明	29

# 第1 基本事項

## 1. 計画の目的

この計画は、「野辺地町地域防災計画（原子力災害対策編）」第2章第7節に定める緊急時防護措置を準備する区域（原子力発電所から概ね30km圏内）内における住民の屋内退避及び避難のために必要な事項を定めるものである。

### 【野辺地町地域防災計画（原子力災害対策編）第2章第7節抜粋】

#### 1. 避難計画の作成

町は、国、県、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、原子力災害対策指針に基づき、屋内退避及び避難のための計画（以下「避難計画」という。）をあらかじめ策定するものとする。

また、原子力緊急事態宣言発出時にはU.P.Z内の住民等は屋内退避を原則実施し、原子力施設の状況等に応じて、段階的な避難やO.I.Lに基づく防護措置の実施が可能となる体制を構築するものとする。

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は各原子力事業所に係る原子力災害対策重点区域外とする。

また、個別の市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

## 2. 避難計画策定に当つての基本事項

- (1) 東北電力株式会社東通原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）で住民等に影響を及ぼす事故が発生した場合、野辺地町は、国、青森県等の関係機関と連携を図り、住民等の避難等を迅速かつ適切に行う。
- (2) 避難等の範囲は、原子力発電所から概ね30km圏内を基本とする。
- (3) 住民に対する避難先での行政サービスの提供を考慮し、野辺地町内施設等への避難を基本とする。
- (4) 実際の運用に当たっては、原子力発電所における事故等の状況に応じ、緊急時の環境放射線モニタリング等（以下「緊急時モニタリング」という。）により、本計画を柔軟に応用して対応する。

## 3. 計画の運用上の確認

原子力発電所の事故等の情報を早急かつ正確に収集し、国、青森県、東北電力（株）とそれぞれ協議の上、必要に応じた段階的な避難体制により、町民に混乱が生じないよう配慮する。

◇段階的な避難体制とは

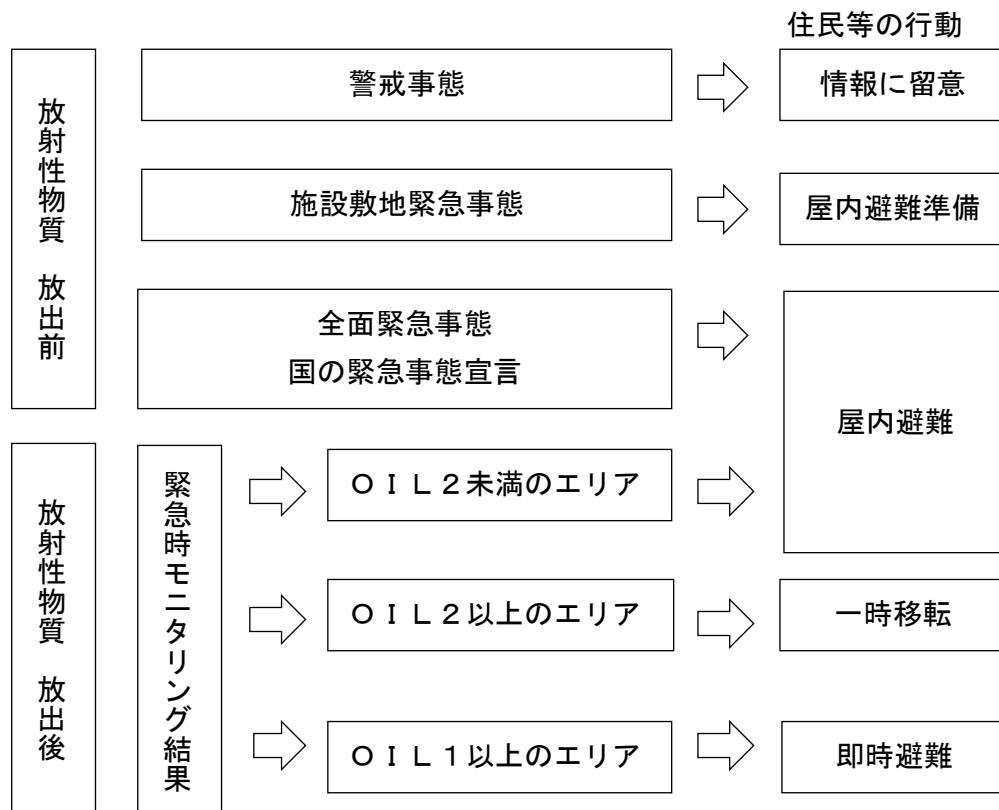
- ①全面緊急事態となった際には、原子力発電所より概ね30km圏内（目ノ越地区）の住民に、予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。
- ②屋内退避後も、事故が収束をみない場合は、放射性物質の放出量、気象状況、緊急時モニタリング結果を考慮し、原子力発電所より概ね30km圏内（目ノ越地区）の住民に避難を指示する。

#### 4. 避難等に関する指標

避難等に関する指標は、野辺地町における「地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき、全面緊急事態となった際には、「屋内退避」を原則実施することとする。

また、放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である「運用上の介入レベル」（以下「O I L」という。）と照らし合わせ、下図により必要な防護措置を実施するものとする。

#### 【屋内退避及び避難等に関する指標】



## 第2 計画の対象範囲

野辺地町における原子力災害に対する避難計画の対象とする範囲は、次のとおりとし、屋内退避及び避難に関する計画を定める。

### 1. 原子力災害住民避難計画の対象とする範囲

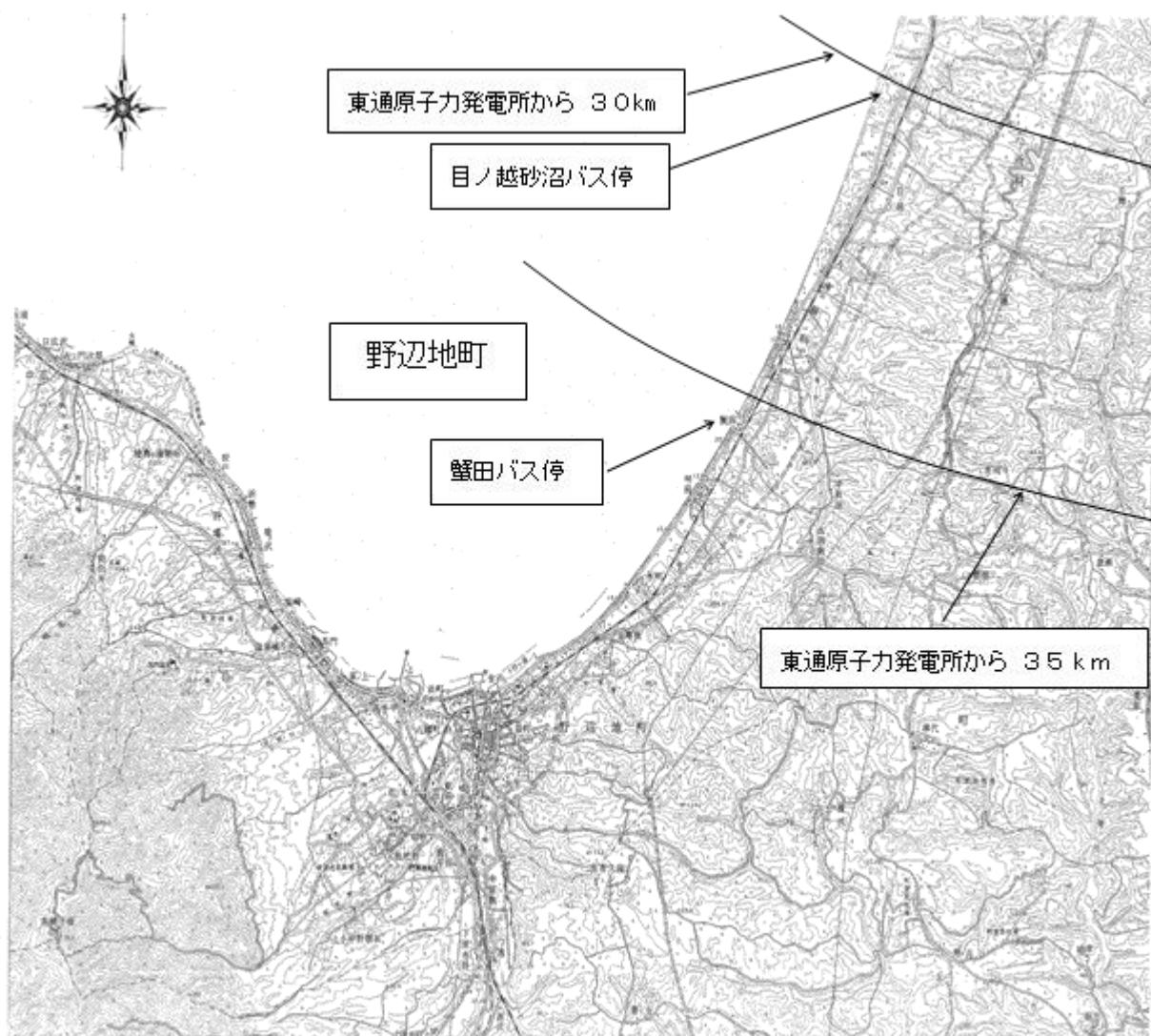
#### (1) 原子力発電所で事故が発生した場合

(原子力発電所から概ね30km)

避難地区名	世帯数	人口(人)	備考
目ノ越地区	24	36	

【平成30年12月1日現在 住民基本台帳】

【東通原子力発電所からの距離】



### 第3 避難等に関する情報伝達

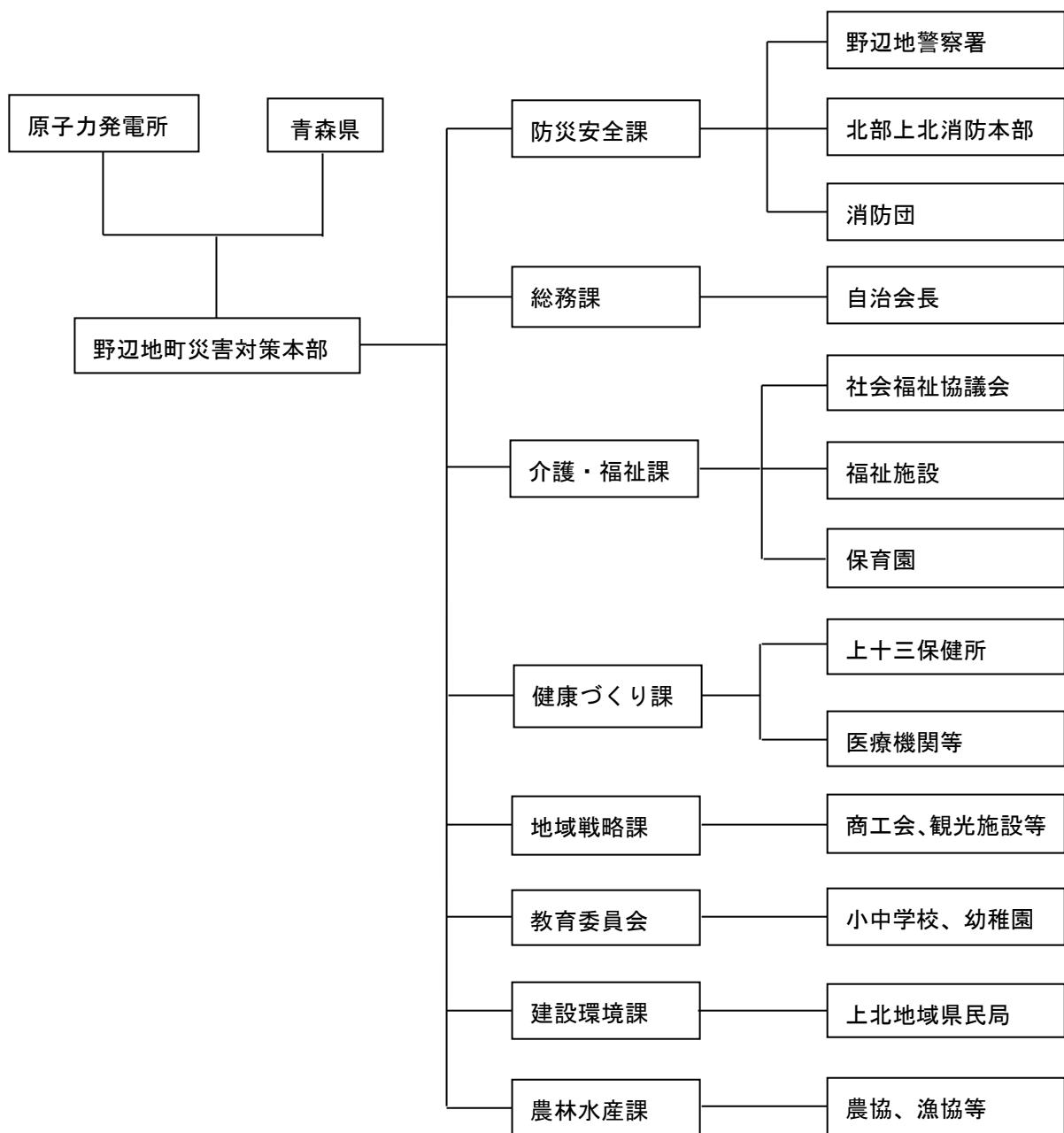
#### 1. 伝達先

(1) 原子力発電所で事故があった場合及び事故が収束をみない場合

地区名	連絡先	
	氏名	電話番号
目ノ越	目ノ越自治会長	

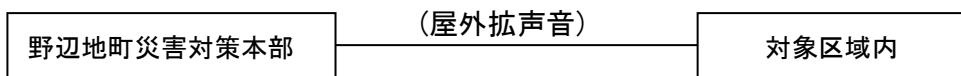
#### 2. 伝達経路及び手段

(1) 電話による連絡系統図



## (2) 防災行政無線(同報系)による連絡系統図

### ◆防災行政無線(目ノ越地区)



### 3. 就労者及び観光客等への情報伝達

目ノ越地区で就労されている方及び観光客等に対しては、防災行政無線及び町広報車での広報により速やかな帰宅を指示する。

### 4. 伝達内容

警戒広報から屋内退避及び避難まで、防災行政無線（同報系）による広報。

伝達内容は、以下のとおりとする。

なお、広報車による現地広報はこの例文による。

### (1) 警戒広報

こちらは、防災野辺地広報です。

野辺地町役場（野辺地町災害対策本部）からお知らせします。

（災害対策本部設置後：野辺地町災害対策本部からお知らせします。）

本日、〇〇時に東通原子力発電所において事故が発生しました、現在のところ放射性物質は外部に漏れていません。

目ノ越地区の皆さんには、今後の事故の状況により屋内退避又は、避難が想定されることから、無用な外出は控えて自宅に留まり、今後の町（災害対策本部）からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

目ノ越地区の事業所及び旅行者の皆さんには、帰宅をするようお願いします。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（繰り返し放送）

野辺地町役場（野辺地町災害対策本部）からのお知らせでした。

## (2) 屋内退避指示広報

こちらは、防災野辺地広報です。

野辺地町災害対策本部からお知らせします。

東通原子力発電所の事故は、現在のところ放射性物質の異常な放出はありませんが、万一に備え、野辺地町災害対策本部では、目ノ越地区の皆様に自宅などに屋内退避していただくことを決定しました。

目ノ越地区の皆様は、今後、指示があるまで家の中に入り、窓やドアを閉めて、換気を止めてください。

外から帰ってきた人は、顔や手を洗い、うがいをして下さい。

目ノ越地区の事業所及び旅行者の皆さんには、帰宅してください。

目ノ越地区以外のみなさんは、特別な対応の必要はありませんが、無用な外出は控えてください。

今後も落ち着いて、町からのお知らせ、テレビ、ラジオ、などの情報に注意してください。

また、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

(繰り返し放送)

野辺地町災害対策本部からのお知らせでした。

## (3) 避難指示広報

こちらは、防災野辺地広報です。

野辺地町災害対策本部からお知らせします。

東通原子力発電所の事故が拡大したため、目ノ越地区の皆様に避難して頂くことを決定しました。

目ノ越地区の皆さんには、〇〇時〇〇分までに目ノ越地区集会場へ集合してください。

避難先は、野辺地町中央公民館です。

避難所へはバス又は自家用車で移動します。

火の元や戸締りなどに気をつけ、持ち物は貴重品や着替えなど最小限にして、お集まりください。

避難の際は目印として玄関に白いタオルを掲示してください。

目ノ越地区事業所及び旅行者の皆さんには、帰宅してください。

目ノ越以外の地区の皆さんには、現在のところ避難の必要はありませんが、無用な外出は控えてください。

今後の情報に十分注意し、あわてず、落ち着いて行動してください。

困ったことがありましたら、野辺地町災害対策本部へご連絡ください。

(繰り返し放送)

野辺地町災害対策本部からのお知らせでした。

## 5. 避難時の留意事項（住民への伝達事項）

- ・避難時は、金銭・貴重品、運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替えや日常品、服用中の薬など非常持ち出し品等を携行すること。
- ・服装は、性別、年齢、季節に関係なく長袖の上着、長ズボン、帽子、手袋、マスクを身につけ、外部被ばくを避けるため皮膚の露出を避けること。
- ・冬期においては、防寒着にも留意すること。
- ・隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難すること。

## 6. 園児・児童・生徒に対する留意事項

在園中又は在校中に原子力災害が発生し、被ばくの危険性がない場合は、各園及び各校と連携を図り、原則として保護者の迎え等により帰宅するものとする。

また、被ばくの危険性があり緊急を要する場合は、保護者と連携を図り直接避難所へ避難するものとする。

## 第4 対応要員等の配置

原子力発電所で住民等に影響を及ぼす事故が発生した場合、避難地区及び指定避難所に次の職員を配置する。

配置場所	業務内容	人員数	担当部署等
目ノ越地区	・一時集合場所対応 及び残留者確認 ・周辺のモニタリング	6人	防災安全課、総務課、地域戦略課、財政課の災害応急対策員
	・広報及び避難確認	8人	消防署、消防団車両（各車4名）
	・避難用車両運転	3人	建設環境課 災害応急対策員他
	・避難道路状況確認	3人	農林水産課 災害応急対策員
中央公民館 (指定避難所)	・指定避難所の開設及び運営	10人	介護・福祉課職員及び中央公民館職員
	・指定避難所の衛生管理及び医療支援	5人	健康づくり課の職員
	・避難者への食料の支給	10人	町民課及び税務課の職員

## 第5 安定ヨウ素剤の配布・服用

安定ヨウ素剤の配布及び服用については、「野辺地町地域防災計画(原子力災害対策編)」並びに「野辺地町安定ヨウ素剤の緊急配布実施要領」に基づき、国、県の指示や要請又は野辺地町の独自の判断で配布・服用するものとする。

### 1. 平常時の準備

- (1) 野辺地町は、UPZ内の全ての住民及び一時滞在者等に配布可能な数量の安定ヨウ素剤を備蓄（別表1）し、安定ヨウ素剤管理台帳に記録し、定期的に保管状況等を確認する。
- (2) 県は、関係市町村の緊急配布に不足が生じた場合の予備を確保する。
- (3) 野辺地町は、原子力災害時に安定ヨウ素剤を迅速かつ的確に配布が行われるよう、安定ヨウ素剤統括配布責任者（以下「統括配布責任者」）、配布責任者及び配布担当者を予め定め、緊急配布動員計画を作成する。
- (4) 統括配布責任者は、配布責任者を監督できる立場の者とする。
- (5) 配布責任者は必要な研修（原子力防災に関する基礎研修及び安定ヨウ素剤の予防服用に関する研修）を修了した者とし、研修受講記録により受講実績を管理する。
- (6) 野辺地町は、安定ヨウ素剤の緊急配布に必要な物品（別表2）を確保する。なお、安定ヨウ素剤（丸剤・ゼリー剤）は県が購入し、町に引き渡す。
- (7) 野辺地町は、県から引き渡された安定ヨウ素剤について、保管責任者を置き、「青森県原子力災害医療用資機材管理運用要綱（健康福祉部医療薬務課）」に基づき、適切に管理する。

#### 保管方法

- ・直射日光のあたらない、湿気の少ない場所で、常温で管理する。
- ・ゼリー剤は、アルミ包装のまま保存する。

- (8) 県は、安定ヨウ素剤の使用期限（丸剤・ゼリー剤3年）を管理し、適切に更新する。使用期限が切れた安定ヨウ素剤は、県が回収し適切に処分する。
- (9) 野辺地町は、「野辺地町原子力災害住民避難計画」等で予め定めた緊急配布場所で、安定ヨウ素剤を配布できるよう準備を行い、住民に周知しておく。

### 2. 緊急配布方法

#### (1) 配布時期

野辺地町は、国、県の指示や要請又は野辺地町の独自の判断で配布する。

#### (2) 配布場所までの搬送

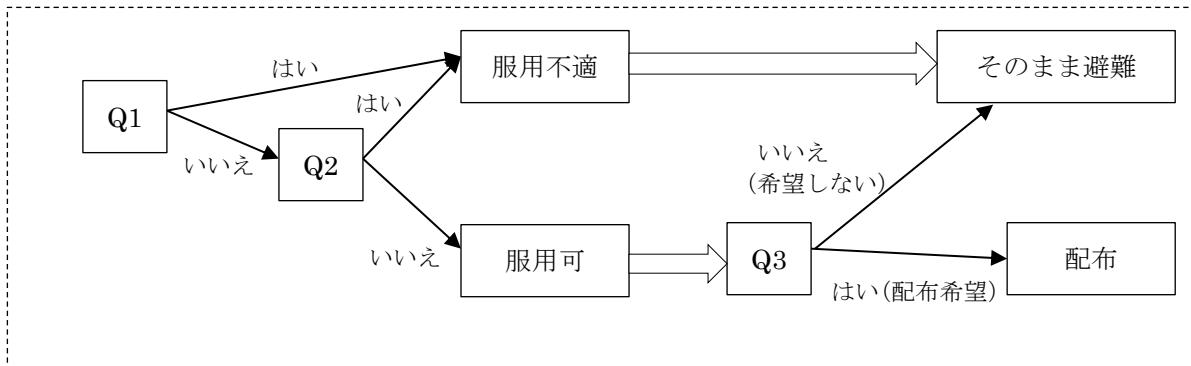
野辺地町は、敷地施設緊急事態と判断された時点から、国、県の指示又は野辺地町の独自の判断で、安定ヨウ素剤を保管場所から配布場所まで搬送し、配布準備を行う。

#### (3) 配布場所

原則として、「野辺地町原子力災害住民避難計画」等で予め定めた緊急配布場所等とする。

#### (4) 配布方法

- ・統括配布責任者は、予め定めた緊急配布動員計画に基づき、配布責任者及び配布担当者に対して、安定ヨウ素剤を各配布場所への搬送等配布準備を指示する。
- ・統括配布責任者は、国、県の配布指示または要請、野辺地町災害対策本部の指示に基づき、配布責任者に対して、安定ヨウ素剤の配布開始を指示する。
- ・配布責任者は配布手順及び配布状況の確認を配布担当者に指示する。
- ・配布担当者は、配布責任者の指示に基づき、次の手順で安定ヨウ素剤等を配布する。
  - ①住民に対し、説明資料及び簡易問診票兼受領書（別紙1）を配布する。
  - ②簡易問診票兼受領書に必要事項を記載してもらう。
  - ③住民が記載した簡易問診票兼受領書の回答を最終確認者が確認し、次のとおり対応する。
  - 1) Q1 及び Q2 が「いいえ（服用可）」かつ Q3 が「はい（配布希望）」の場合
    - ・安定ヨウ素剤を配布
    - ・説明資料（安定ヨウ素剤の効能・効果、服用方法、注意事項等記載）をよく読んでから服用するよう説明する。
  - 2) Q1 または Q2 が「はい（服用不適）」の場合：そのまま避難
  - 3) Q3 が「いいえ（配布を希望しない）」場合：そのまま避難



#### 【配布時の注意事項】

- ・配布は、新生児、乳幼児、妊娠している者から優先的に行う。
- ・避難者の被ばくを軽減するため、避難する際に乗車するバスや、屋内にある集合場所で配布する。
- ・避難者が配布のため屋外に並ぶのではなく、屋内や車内で待機できるようにする。
- ・服用指示があるまで、絶対に服用をしないよう注意喚起する。
- ・服用後に状態の観察ができるよう、家族又は近隣住民と一緒にいる際に服用する。
- ・配布は定められた量とし、原則1回分とする。

- ④配布担当者は、配布した人数及び数量、配布しなかった人数を配布責任者に報告する。
- ⑤配布責任者は、配布担当者からの報告内容を記録し、定期的に統括配布責任者に報告する。
- ⑥統括配布責任者は配布状況報告をとりまとめ、野辺地町災害対策本部を通じ、県医療薬務課薬務指導グループへ情報提供する。

### 3. 服用方法

#### (1) 対象者

原則として、安定ヨウ素剤の配布・服用の指示を受けた時点で、当該指示があつた対象地区の全ての住民及び対象地区内に所在する一時滞在者等とする。なお、①服用不適切者、②自らの意思で服用をしない者を除く。

#### (2) 服用回数及び服用量

- ・原則として、1日1回の服用とする。(2日目に安定ヨウ素剤の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させる。)
- ・誤って、表に示した服用量以上に服用した場合、吐かせる等の処置は必要ないが、体調に異変がないか確認し、医師や相談窓口に相談する。

#### 【服用時の注意事項】

- ・1回の服用であれば、痒み、じんましん、浮腫、激しい腹痛、呼吸困難、血圧低下等のアレルギー症状がなければ、処置、検査等の必要はない。
- ・服用後、しばらくの間(30分程度が目安)、服用者の容体を本人あるいは家族等が観察する。
- ・服用後、体調に異変が生じた際には、近隣に医療関係者がいる場合は当該医療関係者が処置を行い、医療関係者がいない場合には119番からの通報、あるいは相談窓口等に連絡する。

#### 【年齢ごとの服用量】

対象者	ヨウ化カリウム量	丸剤	ゼリー剤
新生児	16.3mg	—	16.3mg を1包
生後1ヶ月以上3歳未満	32.5mg	—	32.5mg を1包
3歳以上小学生	50mg	1丸	(ヨウ化カリウム量 50mg相当分)
中学生以上	100mg	2丸	(ヨウ化カリウム量 100mg相当分)

( )：丸剤を服用できない場合

### 4. 副作用について

- (1) 野辺地町は、安定ヨウ素剤服用後の異変をできるだけ早期に把握できるよう、服用後、しばらくの間(30分程度)、服用した者の容体を住民相互、医療関係者等が観察できるよう配慮する。
- (2) 副作用発生時は、119番への通報を原則とするが、つながらない場合は県が設置する相談窓口に相談する。
- (3) 副作用に対する治療は、初期対応は近隣の医療機関で行い、入院治療が必要な場合は原子力災害医療協力機関(むつ総合病院、十和田市立中央病院、青森労災病院)、または原子力災害拠点病院(県立中央病院、八戸市立市民病院)で対応する。

## 5. 相談体制

### (1) 医学的な問合せ

ナビダイヤル ☎0570-020-100 (平日 9:00~17:00)

相談料無料 ※通話料金は必要

### (2) 緊急配布に関する問合せ

野辺地町防災安全課 ☎0175-64-2111

別表1【安定ヨウ素剤の保管場所・備蓄数量】

(H30.12現在)

市町村名	保管場所	丸剤（丸）	ゼリー剤**（包）		備考
			新生児用	乳幼児用	
東通村	東通村防災センター	23,000	130	450	UPZ内対象人口+予備 (一時滞在者)
六ヶ所村	六ヶ所村役場	20,000	160	520	
むつ市	むつ市役所	188,000	1,100	4,200	
野辺地町	野辺地町役場	500	20	20	
横浜町	横浜町役場	20,500	50	210	
県	東地方保健所	44,000*	180	100	
	弘前保健所	1,000	—	—	
	三戸地方保健所	44,000*	60	200	
	上十三保健所	44,000*	—	—	
	五所川原保健所	1,000	40	100	
	むつ保健所	44,000*	300	1,400	

\*:避難退域時検査場所での配布分を含む。

\*\*:ゼリー剤は平成28~29年度の備蓄数量で、国の需給調整を踏まえ計画的に整備する。

引用：青森県地域防災計画－原子力災害対策編－【資料編】(平成30年3月改正)

別表2【安定ヨウ素剤の緊急配布に必要な物品（例）】

チェック欄	物品名	必要数	用途
	簡易問診票兼受領書（様式4）		住民・一時滞在者用
	住民に対する説明資料（資料1）		住民・一時滞在者用
	避難者カード、避難車両認識票		住民・一時滞在者用
	ボールペン（赤・黒）、鉛筆		簡易問診票記入・チェック用
	消しゴム		簡易問診票記入・チェック用
	蛍光ペン		簡易問診票記入・チェック用
	マジック（赤・黒）		随時の掲示用
	コピー用紙		メモ、掲示、記録等
	安定ヨウ素剤（丸剤）		予防投与用（3歳以上）
	安定ヨウ素剤（ゼリー剤 16.3mg）		予防投与用（生後1ヶ月未満）
	安定ヨウ素剤（ゼリー剤 32.5mg）		予防投与用（生後1ヶ月～3歳未満）
	紙コップ		安定ヨウ素剤内服用
	水		安定ヨウ素剤内服用
	N95マスク、サージカルマスク		配布担当者用
	ディスポ手袋		配布担当者用
	サージカルガウン		配布担当者用
	机		
	椅子		
	ゴミ袋		廃棄物用

別紙1 【安定ヨウ素剤簡易問診票兼受領書

野辺地町

住所：

氏名：

年齢：生後1ヶ月未満 生後1ヶ月以上3歳未満  
3歳以上小学生 中学生以上

安定ヨウ素剤

簡易問診票兼受領書

- 別紙「重要 安定ヨウ素剤について」をお読み下さい。
- 以下の質問の「はい」、「いいえ」のいずれかに○をして下さい。

**Q1** あなたは、今までにポピドンヨード液（うがい薬など）あるいは安定ヨウ素剤を使って、じんましん、呼吸困難、血圧低下などを経験したことがありますか？

はい

いいえ

**Q2** あなたは、今までにヨード造影剤過敏症（造影剤アレルギー）と言われたことがありますか。

はい

いいえ

上記のいずれか、又はいずれもの項目に「はい」の方は、安定ヨウ素剤を服用することができないので、そのまま避難して下さい。いずれもの項目に「いいえ」の方は、以下の質問にお答え下さい。

**Q3** あなたは、安定ヨウ素剤の服用を希望されますか。

はい

いいえ

「はい」の方は、安定ヨウ素剤を受け取り、服用指示があった場合は服用して避難して下さい。

「いいえ」の方は、安定ヨウ素剤を配布いたしませんので、そのまま避難して下さい。

※ 記入は不要です。

配布状況	<p>ゼリー：<input type="checkbox"/>新生児用(生後1ヶ月未満) <input type="checkbox"/>乳幼児用(生後1ヶ月以上3歳未満)</p> <p>丸剤：<input type="checkbox"/>1丸(3歳以上小学生) <input type="checkbox"/>2丸(中学生以上)</p>
最終確認者	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 薬剤師 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 安定ヨウ素剤配布責任者 <input type="checkbox"/> その他（ ）

## 第6 避難誘導及び住民の輸送

### 1. 一時集合場所、避難先等

地区	人口(人)	一時集合場所	輸送手段	避難先
目ノ越	32	目ノ越地区集会場	バス・自家用車等	野辺地町中央公民館

### 2. 指定避難所の設置

避難所名	避難対象地区	避難人数(人)	連絡先及び担当者
野辺地町中央公民館	目ノ越地区	32	電話：64-3054 担当者：中央公民館職員

### 3. 避難用車両

区分	台数	輸送人数(人)	担当者
公用車（バス）	1	40	建設環境課職員
公用車（ワゴン）	2	10	建設環境課災害応急対策員

### 4. 避難経路

指定避難所（中央公民館）までの主要な避難道路は、第1ルートとして国道279号、第2ルートとして下北半島縦貫道路とするが、渋滞等で使用が困難な場合は、第3ルートとして大関牧場前の農道から県道5号に出て、東北町横沢地区を経由して県道246号を通り指定避難所へ避難する。（別紙2）

※各ルートとも主要地点に災害対策要員を配備し、道路状況を把握した上で避難経路を決定する。

### 5. 避難者の確認及び残留者への対応

目ノ越地区住民の避難時の確認方法については、次のとおりとする。

- ①輸送バス乗車の際、氏名、世帯構成人数を町職員が確認する。
- ②自家用車で避難する方は、町職員へ申し出る。
- ③避難完了の最終確認は、消防署、消防団と連携し、戸別訪問して確認する。
- ④残留者については、氏名、連絡先（電話番号）及び世帯構成を確認し隨時連絡をとるものとする。

### 6. 避難退域時検査及び簡易除染

避難退域時検査及び簡易除染については、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁）」に準拠する。

#### （1）避難退域時検査の対象となる住民

避難等の指示があった後に、この指示の対象となる区域から避難等をする住民。ただ

し、放射性物質の放出前に予防的に避難した住民は含まない。

## (2) 避難退域時検査場所

候補地については、以下のとおり。

### 【避難退域時検査場所の候補地】

市町村	検査場所候補地	住所
むつ市	むつ市下北自然の家	むつ市大畠町佐助川 399
	大畠中央公園	むつ市大畠町涌館地内
	日本原子力研究開発機構青森研究開発センター	むつ市関根北関根
	むつ事業所	
	むつ市役所	むつ市中央一丁目 8 番 1 号
	むつ市ウェルネスパーク	むつ市真砂町 8-8
野辺地町	むつ市役所 川内庁舎	むつ市川内町川内 477 番地
	野辺地町行政メモリアルセンター	野辺地町小沢平 2 番地の 2
	十符ヶ浦海水浴場駐車場	野辺地町字田名部道地内
六ヶ所村	県立野辺地高等学校	野辺地町字松ノ木 106-1
	①六ヶ所村立第二中学校	六ヶ所村大字倉内字湯沢 112-1
	②六ヶ所村立南小学校	六ヶ所村大字倉内字湯沢 12-8
	③千歳平はるき小公園 六ヶ所村立千歳平小学校	六ヶ所村大字倉内字笹崎 396
	④青森県立六ヶ所高等学校	六ヶ所村倉内笹崎 305
	⑤六ヶ所村立千歳中学校	六ヶ所村倉内笹崎 1021-1
	⑥六ヶ所村酪農会館	六ヶ所村倉内字笹崎 868 番地



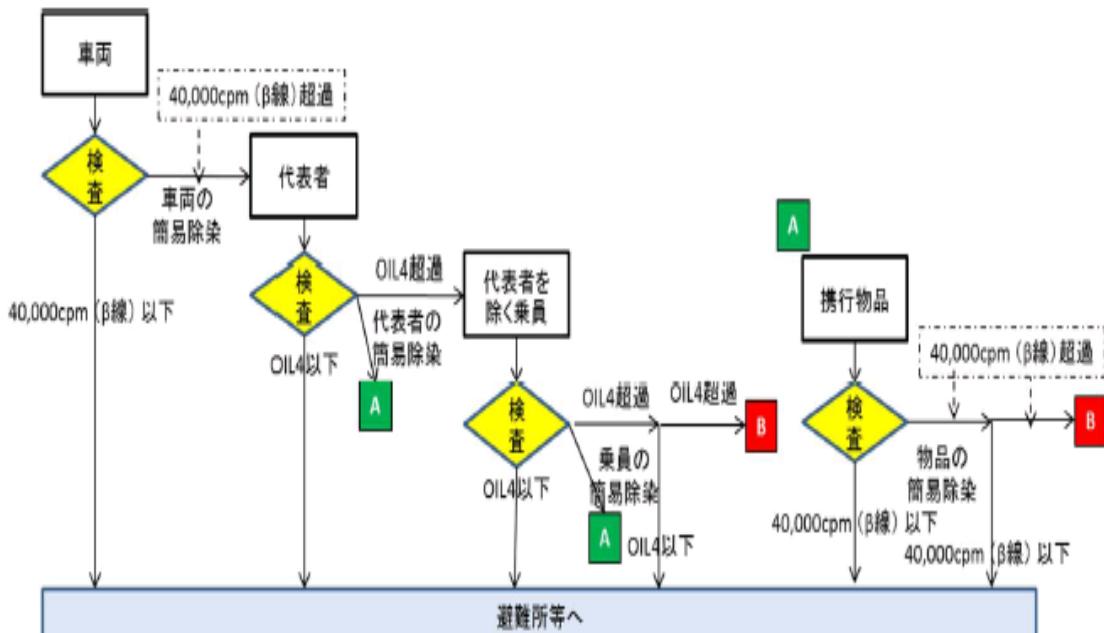
### (3) 避難退域時検査及び簡易除染の手順

- ①自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行う。この車両がOIL4以下でない場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。この代表者がOIL4以下でない場合には、乗員全員に対し検査を行う。
- ②携行物品の検査は、これを携行している住民がOIL4以下でない場合にのみ検査を行う。
- ③検査の結果OIL4以下でない車両、住民、携行物品には簡易除染を行う。簡易除染によってもOIL4以下にならない場合には、住民については除染が行える機関で除染を行い、車両や携行物品については検査場所での一時保管を行う。
- ④検査の実施に際しては、要支援者等に対する健康上の配慮が必要であり、指定避難所等から離れた場所で行う場合、この検査によって健康リスクが高まると判断される要支援者等及びその車両については、指定避難所等にそのまま向かい、そこで健康上の配慮を行いつつ検査を行う場合もある。

OIL4：不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準。 $\beta$ 線 40,000cpm（皮膚から数cmでの検出器の計数率）

簡易除染：着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等。

【検査フロー図】



**B** 簡易除染してもOIL4以下にならない住民については除染が行える機関で除染を行い、簡易除染しても40,000cpm(β線)以下にならない車両や携行物品については検査場所で一時保管などの措置を行います。

## 7. 避難を円滑に行うための対応

### (1) 避難者カード【別紙3】

①避難住民の安否確認を円滑に行うため、指定避難者は避難所へ入所する際、避難者カードを記入し提出することとする。

②避難所では、記載された避難者カードを回収し整理することによって、各避難者の配慮すべき事項等を把握するための避難者名簿を作成することが可能となる。

### (2) 避難車両認識票【別紙4】

①避難車両の識別や交通誘導の際の視認性向上のため、避難車両に避難車両認識票を掲示することとする。

②安定ヨウ素剤の服用や避難退域時検査実施時において該当箇所に印を付けることにより、確認の簡素化が図られる。

### (3) 避難者カード及び避難車両認識票の配布・回収時期

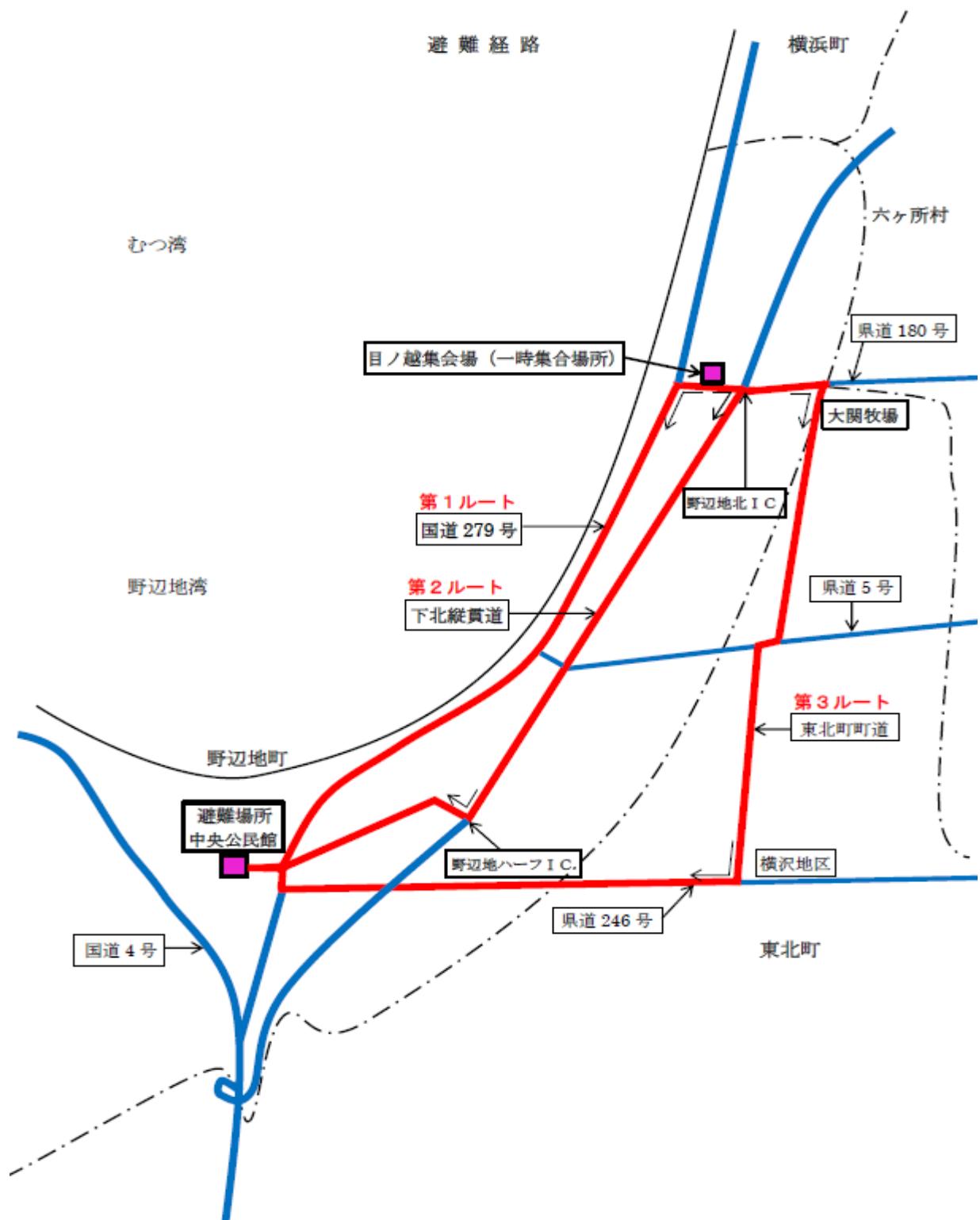
避難時に一時集合場所で配布し、避難後に避難先の避難所で回収する。

## 8. 災害対策要員の避難時における留意事項

災害対策要員は、冷静沈着に毅然とした態度を保つこと。

活動時には災害用ベストを着用により、職員の立場や役割を明確にし、その活動に理解を求ること。

別紙2 【避難経路】



別紙3 【避難者カード表】

避難所保管用

施設名	受付日時・時刻	受付担当者
①		
②		
③		

避難者カード

カードNo.

①入所日					
②一緒に避難した世帯の状況（避難者のみ記入）			③自治会		
氏名		年齢			性別
代表者 家族	氏名（ふりがな）		男 女	④住所	
			男 女	⑤自宅電話	
			男 女	⑥携帯電話	
			男 女	⑦車両	車種： ナンバー：
			男 女	⑧ペット	あり⇒種類： なし
		男 女	⑨次の行き先	・避難所 ( ) ・その他 ⇒ ⑪・⑫に記入	
⑩一緒に避難していない家族		年齢	性別	⑪連絡はとれましたか	
家族	氏名（ふりがな）		男 女	○ / ×	・( ) ・不明
			男 女	○ / ×	・( ) ・不明
			男 女	○ / ×	・( ) ・不明
⑬資格・特技					
⑭伝えておきたいこと（介護・障害・乳幼児・アレルギー・持病、文化、宗教上の理由など）					
⑮安否の問い合わせがあった場合、住所、氏名を答えるてもよいですか					はい・いいえ
⑯親族などの緊急連絡先	氏名	電話	備考		
⑰退所日					
⑱退所先	氏名： 電話番号： 住所：				
⑲退所先の問い合わせがあった場合、住所・氏名を答えるてもよいですか					はい・いいえ
⑳備考					

### 別紙3 【避難者カード裏】

記入のしかた	
この避難者カードは、住民の皆様がやむを得ず避難生活を行う場合に、避難所の運営を円滑に行うために必要な情報を記入して頂くものです。このカードによって得た情報は、避難所において管理し、避難所運営の目的以外に利用しません。	
住民の皆様は、②～⑯まで避難所に入所するまでに記入してください。	
<b>② 一緒に避難した世帯の状況、⑩～⑫と一緒に避難していない家族</b> 同じ自家用車やバスで避難した家族の氏名・年齢・性別を記入してください。 <u>一緒に避難していない家族の状況は、②には記入せず、⑩～⑫に記入してください。</u> なお、カード記入後に家族の安否が確認できた場合は、避難所の運営者に連絡してください。	
<b>③ 自治会</b> 住民の皆様が加入している自治会又は町内会の名前を記入してください。	
<b>④ 住所</b> ご自宅の住所を記入してください。	
<b>⑤ 自宅電話</b> ご自宅の電話番号記入してください。	
<b>⑥ 携帯電話</b> 緊急時等に連絡を取ることができる代表者又は家族の携帯電話番号を記入してください。	
<b>⑦ 車両</b> 避難所まで自家用車で避難した場合は車種、ナンバーを記入してください。	
<b>⑧ ペット</b> 避難所までペットを連れて避難した場合は、その種類を記入してください。避難所では、住民の方々が生活する区域とペットが生活する区域を区分することがありますのでご了承ください。	
<b>⑨ 次の行き先 ⑩退所日 ⑪退所先 ⑫退所先の問い合わせ</b> すぐに記入する必要はありませんが、避難所を退所する場合に記入して頂きます。 <u>避難所を退所する際は、必ず避難所の運営者に申し出てください。</u>	
<b>⑬ 資格・特技</b> 代表者又はご家族がお持ちの資格や特技について記入してください。記入して頂いた内容を参考に、避難所の運営を支援して頂くこともあります。	
<b>⑭ 伝えておきたいこと（介護・障害・乳幼児・アレルギー・持病、文化、宗教上の理由など）</b> 避難所で生活をするに当たって、配慮してもらいたいことを記入してください。	
<b>⑮ 安否の問い合わせがあった場合、住所、氏名を答えるよいですか</b> 親戚や友人等から、住民の皆様がこの避難所にいるかどうかについて問い合わせがあった場合に、避難所の運営者が回答してもよいかの確認です。「はい」又は「いいえ」を○で囲んでください。	
<b>⑯ 親族などの緊急連絡先</b> 代表者又はご家族について、避難所の運営者が緊急に連絡を取りたい場合の連絡先を記入してください。	

別紙4 【避難車両認識票】

野辺地町

避難車両

安定ヨウ素剤	避難退域時検査	避難所受付
配布　　服用		

## 第7 災害時要配慮者に対する避難支援等

### 1. 災害時要配慮者の状況

地区名	災害時要配慮者数（人）	担当者
目ノ越地区	12	災害応急対策員

(平成30年12月1日現在)

### 2. 災害時要配慮者の避難等について

要配慮者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するために、あらかじめ要配慮者1人ひとりの避難方法等を定め、関係機関と協力・連携し避難支援等を行う。

一般の避難所での生活が困難な方の避難支援については、中央公民館の一室を要配慮者用避難所とし、野辺地町社会福祉協議会や野辺地町日赤奉仕団に協力を求め、連携して調整を図るものとする。

## 第8 避難所における医療体制

### 1. 原子力災害医療

町は、指定避難所において、必要に応じて避難してきた周辺住民等に対する救護や避難等の指示を受けた住民で避難退域時検査を受けていない住民に、県の指導により検査及び簡易除染等を行うものとする。

### 2. 避難者の健康管理

町は、避難者に対し、放射線による被ばくや放射性物質による汚染、健康に及ぼす影響、生活環境の変化等による不安などに対応するため、保健師等による健康相談等を実施し、必要に応じて医療機関への搬送等を行うものとする。

【原子力災害拠点病院・原子力災害医療協力機関一覧】

1 原子力災害拠点病院		2 原子力災害医療協力機関		原子力災害医療協力機関として協力できる機能											
No.	医療機関名	No.	医療機関・職能団体等名称	登録年月日	A 被ばく傷 害者等の初 期診療及び 救急診療	B 案件の初 期診療及び 救急診療	C 原子力災 害患者の 污染測定	D 救護所へ の医療搬 送(医療機 関係者)派遣	E 救護所へ の医療搬 送(医療機 関係者)派遣	F 安定ヨウ 素剤の配布 支援	G 安定ヨウ 素の副作用 に対する治 療等	H 安定ヨウ 素剤の配布 支援	I 地域住民等 への健康相 談等	J 救急車内 での救急措 置協力	K その他
1	青森県立中央病院	1	一部事務組合下北医療センター むつ総合病院	平成28年1月3日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	八戸市立市民病院	2	十和田市立中央病院	平成28年1月5日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	独立行政法人労働者健康安全機構 青森労災病院	3	六ヶ所村地域医療センター	平成28年1月3日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	国民健康保険大間病院	4	一部事務組合下北医療センター 国民健康保険大間病院	平成28年1月3日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	東通村診療所	5	一部事務組合下北医療センター 東通村診療所	平成28年1月3日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	七十六所村国民健康保険 千歳平診療所	6	六ヶ所村国民健康保険 千歳平診療所	平成28年1月5日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	公立野辺地病院	7	三沢市立三沢病院	平成28年1月5日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	日本赤十字社八戸赤十字病院	8	平成28年1月3日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	独立行政法人国立病院機構青森病院	9	独立行政法人国立病院機構弘前病院	平成28年1月5日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	一般社団法人青森県医師会	10	独立行政法人国立病院機構八戸病院	平成28年1月3日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	一般社団法人青森県歯科医師会	11	独立行政法人国立病院機構八戸病院	平成28年1月5日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	一般社団法人青森県看護師会	12	独立行政法人国立病院機構八戸病院	平成28年1月5日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	一般社団法人青森県薬剤師会	13	独立行政法人国立病院機構八戸病院	平成28年1月3日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	一般社団法人青森県医師会	14	独立行政法人国立病院機構八戸病院	平成28年1月5日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15	一般社団法人青森県歯科医師会	15	独立行政法人国立病院機構弘前病院	平成28年1月5日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16	一般社団法人青森県看護師会	16	独立行政法人国立病院機構八戸病院	平成30年1月31日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	一般社団法人青森県薬剤師会	17	独立行政法人国立病院機構八戸病院	平成30年1月20日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

引用：青森県健康福祉行政の概要（平成30年度）医療業務課 事業概要

## 第9 仮設住宅の建設

原子力発電所の事故の終息の見込みが立たず、長期的な避難生活が予想されるときは、次の仮候補地（町有地）に仮設住宅の建設を検討する。

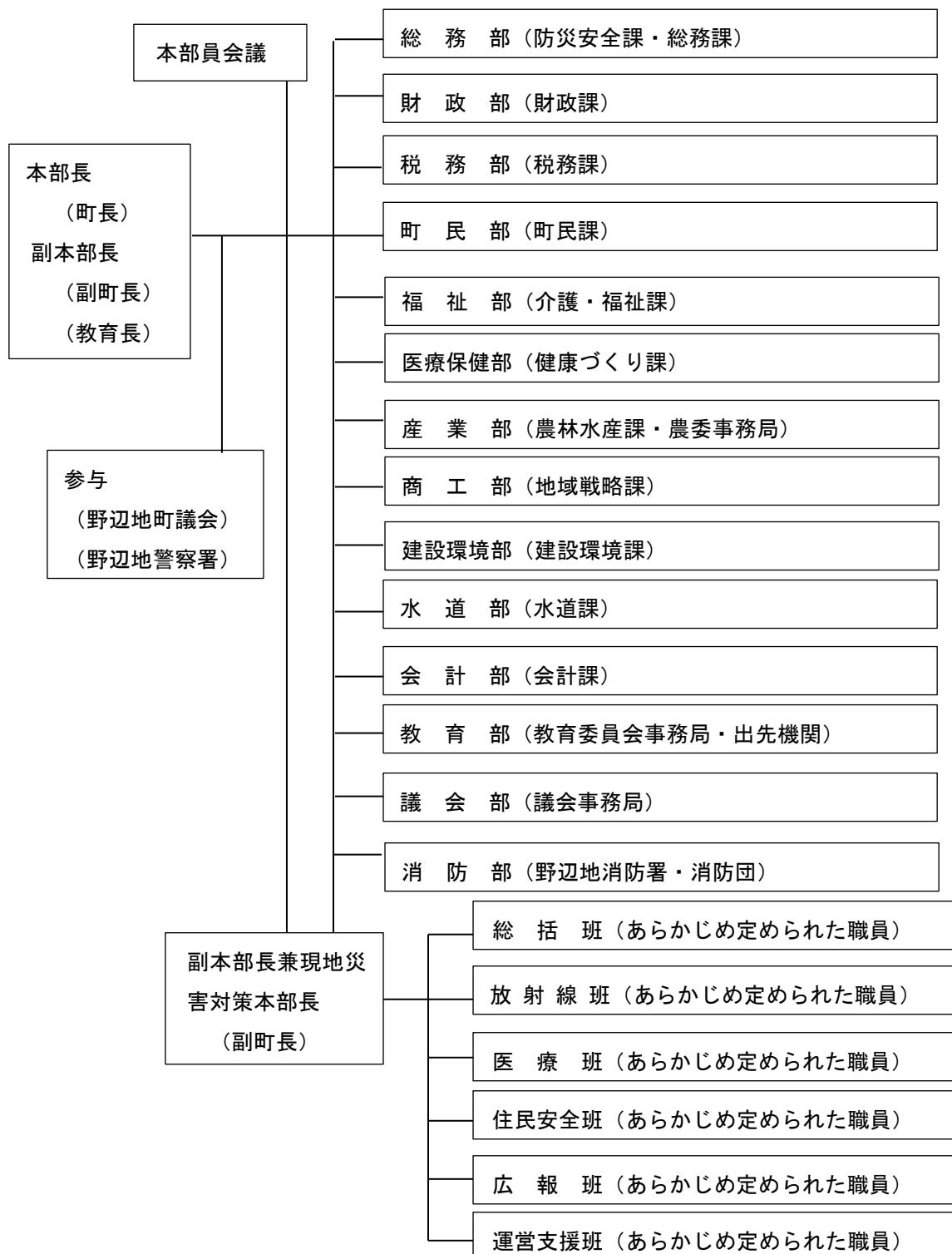
仮 候 補 地	建設可能戸数(戸)	候補地有効面積
野辺地町字浜掛 87-4 (旧ゼネラル跡地)	28	1, 960 m <sup>2</sup>

※1戸当たりの敷地面積は70m<sup>2</sup>として記載。

## 第10 町の活動体制

### 1. 構成

原子力発電所の事故により、野辺地町長が災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域に避難指示を発令した場合は、町災害対策本部は次の体制をとるものとする。



## 2. 災害対策本部の事務分掌

部名	所掌事務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部の設置、運営及び廃止に関すること。</li> <li>2. 現地災害対策本部及び対策拠点施設との連絡・調整に関すること。</li> <li>3. 国、県及び防災関係機関との連絡に関すること。</li> <li>4. 知事への自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> <li>5. 災害の状況、対策措置状況の収集、報告及び公表に関すること。</li> <li>6. 各部との連絡・調整に関すること。</li> <li>7. 関係市町村等との広域的な応援に係る手続きに関すること。</li> <li>8. 緊急時モニタリングへの協力に関すること。</li> <li>9. 防災行政無線の統制、市民への情報提供及び指示伝達に関すること。</li> <li>10. 報道機関との連絡調整に関すること。</li> </ul>
財政部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 災害応急対策予算の措置に関すること。</li> <li>2. 福祉部への応援に関すること。</li> <li>3. 避難者の輸送に関すること。</li> </ul>
税務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 建物及び工作物の被害状況に関すること</li> <li>2. 町民部への応援に関すること。</li> </ul>
町民部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時の応急食糧の調達及び供給に関すること。</li> <li>2. 避難所での炊き出し、その他食品の給与に関すること。</li> </ul>
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 避難所の開設及び管理・運営に関すること。</li> <li>2. 災害時要援護者の避難に関すること。</li> </ul>
医療保健部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 飲食物の摂取制限の調整及び健康管理に関すること。</li> <li>2. 緊急時医療対策に関すること。</li> <li>3. 医薬品の確保に対する協力に関すること。</li> <li>4. 心の相談に関すること。</li> </ul>
産業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 農林畜産物の収穫及び出荷に関すること。</li> <li>2. 水産物の採取及び出荷に関すること。</li> </ul>
商工部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における商工業に係る物資の流通対策に関すること。</li> <li>2. 財政部及び福祉部への応援に関すること。</li> </ul>
建設環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 道路交通及び緊急輸送の確保に関すること。</li> <li>2. 障害物の除去、がけ崩れ等の応急処置に関すること。</li> </ul>
水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 飲料水の摂取制限に関すること。</li> <li>2. 飲料水の供給に関すること。</li> </ul>
会計部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 災害関係経費の経理に関すること。</li> </ul>
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 文教対策及び教育施設との連絡・調整に関すること。</li> <li>2. 福祉部への応援に関すること。</li> </ul>
議会部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 町議会議員への連絡・情報伝達に関すること。</li> </ul>
消防部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 住民等に対する広報及び屋内退避・避難等の誘導に関すること。</li> <li>2. 立入制限措置及び交通規制に対する協力に関すること。</li> </ul>

## 第11 関係機関の連絡先

### ■野辺地町

名称	所在地	電話番号
野辺地町役場 (総務課、防災安全課、税務課、町民課、介護・福祉課、地域戦略課、会計課、建設環境課、農林水産課、財政課、水道課)	野辺地町字野辺地 123-1	0175-64-2111
健康増進センター (介護・福祉課、健康づくり課)	野辺地町字前田 5-2	0176-64-1770
野辺地町老人福祉センター (野辺地町社会福祉協議会)	野辺地町字前田 1-7	0176-64-0401
野辺地町教育委員会 (学校教育課、社会教育・スポーツ課)	野辺地町字野辺地 1-15	0176-64-2119
中央公民館	野辺地町字野辺地 1-15	0175-64-3054
馬門公民館	野辺地町字馬門 97	0175-64-9326
野辺地中学校	野辺地町字浜掛 11-5	0175-64-2225
野辺地小学校	野辺地町字寺ノ沢 42-4	0175-64-2271
若葉小学校	野辺地町字石神裏 16	0175-64-0817
馬門小学校	野辺地町字家ノ上 6-6	0175-64-0811
町立体育館	野辺地町字観音林脇 10	0175-64-1459
有戸地区学習等供用センター	野辺地町字小沢平 10-8	
木明地区農作業管理休養施設	野辺地町字有戸鳥井平 158-6	

### ■警察・消防機関

名称	所在地	電話番号
青森県野辺地警察署	野辺地町字新町裏 1-1	0175-64-2121
北部上北広域事務組合消防本部	野辺地町字田狭沢 40-9	0175-64-0150
北部上北広域事務組合野辺地消防署	野辺地町字田狭沢 40-9	0175-64-3126

### ■医療機関

名称	所在地	電話番号
公立野辺地病院	野辺地町字鳴沢 9-12	0175-64-3211
戸館内科整形外科病院	野辺地町字野辺地 261-1	0175-64-2525
中里医院	野辺地町字上小中野 8	0175-64-1388
えびさわクリニック	野辺地町字野辺地 69-1	0175-64-4160

# 用語説明

## 【屋内退避】

自宅や事務所等近くの建物に入り、事故により大気中に放出された放射性物質からの外部放射線を家屋の遮へい効果により減少させる。その際、窓等は閉め、気密性を高めて外気の流れを防止し、外部被ばく及び内部被ばくを減少させる。

## 【避難】

事故発生場所から距離を置くことにより、事故による放射線や放射性物質による影響を低減するもので、発電所から多量の放射性物質が放出され、長時間にわたって放射線被ばくが予想される場合、原則として発電所から半径 30 km圏外の避難所へ避難する。

避難は、国が示す判断基準に基づき、国、県及び原子力事業者が行う緊急時モニタリング結果等により、国が判断し、県、町が避難等の指示を出す。

## 【原子力緊急事態宣言】

原子力緊急事態が発生した場合、原災法第十五条に基づき、内閣総理大臣により行われる

以下の公示のこと。

- ①原子力緊急事態が発生した旨
- ②緊急事態応急対策を実施すべき区域
- ③原子力緊急事態の概要
- ④緊急事態応急対策実施区域の区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体などに対し、周知させるべき事項

## 【U P Z (Urgent Protective action planning Zone)】緊急防護措置を準備する区域

U P Zとは、確率的影響のリスクを低減するため、E A L、O I Lに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設では、施設から概ね半径 30 kmが目安。

## 【O I L (Operational Intervention Level)】運用上の介入レベル

防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値などにより求めたレベルをいう。

O I Lは、事故の態様、放出放射性核種の別、気象条件、被ばくの経路等を仮定して、包括的判断基準（個々の防護措置の実施によって予想される線量あるいは既に受けてしまった線量によって表わされる判断基準）に相当する計測可能な値として導きだされる。O I Lとしては、空間線量率、表面汚染密度、空気中放射性物質濃度など様々な値が考えられる。

※O I L 2 … 住民等を一週間程度内に一時移転させるための基準。

（一時間当たり  $20 \mu\text{Sv}$  が基準。）

※O I L 1 … 住民等を数時間以内に避難や屋内退避等をさせるための基準。

（一時間当たり  $500 \mu\text{Sv}$  が基準。）

### **【原子力災害対策重点区域】**

原子力災害が発生した場合において、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うために、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じられる区域。

### **【緊急時モニタリング】**

緊急時モニタリングは、放射性物質を大量に保有又は取り扱う原子力発電所等で異常事態が発生し、施設外へ放射性物質が大量に放出されたとき、またはその恐れがあるときに、施設周辺環境の放射線及び放射性物質に関する情報を迅速に得るために緊急に実施されるモニタリングである。緊急時環境放射線モニタリングともいう。

### **【緊急事態区分】**

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、緊急事態を原子力施設の状況に応じて区分したもの。警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分される。

### **【警戒事態】**

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

### **【施設敷地緊急事態】**

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。原災法第10条に規定される事象に相当する。緊急時モニタリング、施設敷地緊急事態要支援者の避難、P A Z全住民の避難準備等を実施する。

### **【全面緊急事態】**

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影响のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。原災法第15条に規定される事象に相当する。P A Z全住民の避難、U P Z全住民の屋内退避等を実施する。

### **【P A Z (Precautionary Action Zone)】予防的防護措置を準備する区域**

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、E A Lに応じて即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。発電用原子炉施設では、施設から概ね半径5kmが目安。

## 【E A L (Emergency Action Level)】緊急時活動レベル

原子力施設において異常事象が発生した際、事業者が緊急事態区分を判断するための基準。原子力施設における安全設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、地震等外的事故の発生等、原子力施設の状態等に基づき設定される。

## 【確定的影響】

確定的影响は「一定量の放射線を受けると、必ず影响が现れる」現象をいう。受けた放射線の量が多くなるほど、その影响度（障害）も大きくなる。確定的影响は数多くの細胞が放射線によって傷ついたときに生じ、毛が抜けたり、白内障になったりという障害が発生する。

## 【確率的影响】

確率的影响は、一定量の放射線を受けたとしても、必ずしも影响が现れるわけではなく、「放射線を受ける量が多くなるほど影响が現れる確率が高まる」現象をいう。確率的影响には、これ以下では影响がないと考えられるしきい値がないと考えられる。

## 【安定ヨウ素剤予防服用】

安定ヨウ素剤予防服用は、放射性ヨウ素の吸入と摂取による内部被ばくを防ぐためにヨウ化カリウム等の安定ヨウ素を服用する対策である。安定ヨウ素剤の服用時期は、放射性ヨウ素の摂取が予測される直前又は数時間前から直後までが最も有効である。

## 【避難退域時検査】

O I Lに基づく防護措置としての避難等の際に、避難や一時移転される方の汚染状況等を確認することを目的として実施される検査のこと。原子力規制庁「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」（平成27年3月31日）で、従来の「避難者に対する体表面汚染スクリーニング」（鼻スメア及び甲状腺スクリーニングを除く）及び物品スクリーニング」に代えて「避難退域時検査」と呼称することとした。

## 【要配慮者と避難行動要支援者】

平成25年6月の災対法の改正により、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を「避難行動要支援者」という。